

江 東 区 公 報

◎告 示(監)

令和5年度第4回定期財務監査の結果について(8) 29

目 次

◎規 則

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則(42)2

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則(43)2

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則(44) 17

江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則(45) 17

◎告 示

保管自転車の処分について(令和6年6月上旬)(187)20

指定障害児相談支援事業所の指定について(188)20

特別区道路線の区域の変更について(189)20

特別区道路線の供用開始について(190)23

特定子ども・子育て支援施設等の確認について(195)25

保管自転車の処分について(令和6年6月下旬)(197)25

令和4年6月13日江東区告示第207号の一部改正について(213)25

江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納事務に係る私人委託について(214)25

指定居宅介護支援事業所の廃止について(217)25

第2回区議会定例会の招集について(218)26

◎告 示(教)

令和6年第5回江東区教育委員会定例会の招集(7) 27

◎告 示(選)

選挙人名簿登録日(定時)変更の告示について(23) 28

選挙人名簿からの抹消(24) 28

選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び6分の1の数(25)28

規 則

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月15日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第42号

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則（昭和43年8月江東区規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第4 常時介護を要する状態の項中「172, 550円」を「177, 950円」に、「77, 890円」を「81, 290円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「86, 280円」を「88, 980円」に、「38, 900円」を「40, 600円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和6年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

(経過措置)

2 新規則別表第4の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月15日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第43号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和40年3月江東区規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記第12号様式（甲）を次のように改める。

別記第12号の2様式(第11条関係)

特別区民税 都 民 税 森林環境税 軽自動車税(種別割)	減 免 可 否 決 定 通 知 書	番 号				
年 月 日						
納税義務者						
住所 江東区	丁目	番 番地	号			
氏名	殿	江東区長	印			
年 月 日付特別区民税・都民税・森林環境税・軽自動車税(種別割)の 減免申請が、ありましたが これについて下記のとおり減免 <input type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない ことに決定したので通知します。						
年度	税	月(期)別	課 税 額	減 額	減免後の額	(摘要)
額	計					
理由						

注 この通知書の内容に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に江東区長に対して審査請求をすることができます。

この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に江東区を被告として(江東区長が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第13号様式から別記第16号様式までを次のように改める。

別記第14号様式(第12条関係)

納付額に課税される特別徴収額、特別徴収、所得控除、特別徴収額の決定、変更申請書(特別徴収額用)

指定番号	宛名番号	氏名
受給番号	番号	氏名
住所		

あなたの特別徴収額を左記のとおり決定(変更)したので、地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不届がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に江東区長に対して審査請求をすることが出来ます。この特別徴収額の取消しを求めるときは、前記の審査請求に係る取消の決定を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に江東区を被告として(江東区長が被告の代表者となりま)提起することができます。なお、他の取消しの手続きは、前記の審査請求に対する取消を請求するまで行われません。前記の取消しの手続きは、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても取消がないとき、②処分、処分の執行又は手続上の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他取消をしないことに基づき正当な理由があるときは、取消をしないでも処分の取消しの決定を提起することができます。

年 月 日 江東区長

問合せ先 江東区役所 課 TEL.03(367)9111(大代表) 窓開閉時間はこちらに切り替えし、直接ご本人にお越しください。

この通知書は黒色の電子公印を使用しています。

課税区分	税額控除額③	所得割額⑥	均等割額⑦	税額控除額⑤	所得割額⑥	均等割額⑦	森林譲渡税額⑧	特別徴収税額⑨	控除不足額⑩	課税額⑪(③-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩)	変更前税額⑬	増減額⑭(⑪-⑬)	支払	
													月	額
区													6月分	
													7月分	
													8月分	
													9月分	
													10月分	
													11月分	
													12月分	
都													1月分	
													2月分	
													3月分	
													4月分	
													5月分	
額														

課税標準	課税所得③	山林所得	分離短期譲渡	分離長期譲渡	株式等の譲渡	土地建物等の配当等	先物取引

課税標準	扶養親族該当区分	養育親該当区分	本人該当区分

(表)

給与収入	主たる給与以外の収入	営業所得	雑所得	譲渡所得	雑所得

所得	損	障・寡・ひ・働	配偶者	配偶者特別	扶	基	所得控除合計②

別記第15号様式(第13条関係)

個人特別区民税(特別徴収分) 納入通知書 591
 個人特別区民税(特別徴収分) 納入通知書
 市区町村コード 131083 口座番号 00170-2-960591 加入者名 江東区会計管理者
 納入金額 円

給与分(特別徴収)	納入金額	納入金額
退職	所得分	
延滞金	入金金額	
合計額	入金金額	

納期 納期 納期
 取 引 日 付 印
 〒330-0784 東京附合事務センター
 (特別徴収係事務)

上記のとおり納入します。(受引者へは銀行公簿第一号一紙出区) 東 591

*券末に予備用紙2枚が綴ってあります。
 **令和5年度分までの税額には森林環境税は含まれません。

江東区
 江東区東陽4丁目11番28号 〒135-8383
 TEL. 03(3647)9111(大代表)

個人特別区民税(特別徴収分) 納入書(原符) 581
 個人特別区民税(特別徴収分) 納入書(原符)
 市区町村コード 131083 口座番号 00170-2-960591 加入者名 江東区会計管理者
 納入金額 円

給与分(特別徴収)	納入金額	納入金額
退職	所得分	
延滞金	入金金額	
合計額	入金金額	

納期 納期 納期
 取 引 日 付 印
 〒330-0784 東京附合事務センター
 (特別徴収係事務)

上記のとおり納入します。(受引者へは銀行公簿第一号一紙出区) 東 581

*券末に予備用紙2枚が綴ってあります。
 **令和5年度分までの税額には森林環境税は含まれません。

江東区
 江東区東陽4丁目11番28号 〒135-8383
 TEL. 03(3647)9111(大代表)

個人特別区民税(特別徴収分) 領収証書 591
 個人特別区民税(特別徴収分) 領収証書
 市区町村コード 131083 口座番号 00170-2-960591 加入者名 江東区会計管理者
 納入金額 円

給与分(特別徴収)	納入金額	納入金額
退職	所得分	
延滞金	入金金額	
合計額	入金金額	

納期 納期 納期
 取 引 日 付 印
 〒330-0784 東京附合事務センター
 (特別徴収係事務)

上記のとおり領収しました。(納入者保留)

特別区民税 都 民 税 納 入 申 告 書

江 東 区 長 殿

年 月 日 提出

退職手当等支払金額	千	百	十	円
特別徴収				
税 額				

地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分攤課税に係る所管署の納入について申告します。

特別徴収係事務: 区民番号 区民番号 区民番号 区民番号 区民番号
 住所又は 住所 住所 住所 住所
 氏名又は 氏名 氏名 氏名 氏名
 名 姓 名 姓 名 姓 名 姓 名
 (受付印)

別記第19号様式(第14条関係)

(納付委託用)

(第1面)

納税済通知書 納付(納入)委託		15	
年度	特別区民税・都民税・森林環境税	様式 コード	① 一般
住所 納税者 氏名	殿		
金額 (訂正不可)	百	十	万 千 百 十 円
課税 年度	年度	整理番号	
金額 内 訳	期(月)	5411 税額	5421 延滞金
	金額内訳		
指定番号	納税番号	届出人	
上記金額領収しました。 額 収 日 付 印			
主管課名	0561010 江東区役所		

(第2面)

領収証書 納付(納入)委託		15	
年度	特別区民税・都民税・森林環境税	様式 コード	① 一般
住所 納税者 氏名	殿		
金額 (訂正不可)	百	十	万 千 百 十 円
課税 年度	年度	整理番号	
金額 内 訳	期(月)	5411 税額	5421 延滞金
	金額内訳		
指定番号	納税番号	届出人	
上記金額領収しました。 額 収 日 付 印			
主管課名	0561010 江東区役所		

(第3面)

原 符 納付(納入)委託		15	
年度	特別区民税・都民税・森林環境税	様式 コード	① 一般
住所 納税者 氏名	殿		
金額 (訂正不可)	百	十	万 千 百 十 円
課税 年度	年度	整理番号	
金額 内 訳	期(月)	5411 税額	5421 延滞金
	金額内訳		
指定番号	納税番号	届出人	
上記金額領収しました。 額 収 日 付 印			
主管課名	0561010 江東区役所		

(普通徴収)

77 江東区 納付書兼納入済通知書 公 811

通常払込料金
加入者負担

江東区原符兼
払込金受領証

公 811

江東区 特別区民税・都民税・森林環境税 納付書兼領収書

加入社名	江東区会計管理者	口座番号	納付額
収入機関番号	13108	納付番号	確認番号
通知書番号		年度	期別
科目		納期限	備考

34

加入者名	江東区会計管理者
口座番号	
氏名	
科目	
通知書番号	
年度	
期別	
納付額	
納期限	
主管所名	領収日付印

氏名		領収日付印
C V S 収 納 用		

※この欄にバーコードのないもの、画や字れなどによりバーコードが読み取れないものはコンビニで取り換えてください。

主管所名	江東区役所 03(3647)9111	収納代行会社
------	--------------------	--------

※この納入済通知書は産種機各に読みませますので、折なり汚したりしないください。金額を訂正した場合、この納付書は使用できません。

通知書番号	
-------	--

発布年月日

年 度	
期 別	
納期限	

金額訂正不可

納付額	円
-----	---

この税金を納期限までに改めてください。納期限内に納付されない場合は、延滞金がかかる場合があります。

納付場所及び納付方法

裏面に記載があります。

問い合わせ先

〒135-8583 東京都江東区東陽町月川番23号

江東区区民部課税課
電話 03(3647)9111 (大代表)

領収証書	領収日付印
上記納付額を領収しました。	

◎ 納税証明書の必要な方は、この領収証書をご持参ください。

(普通徴収) (軽自動車税 (種別割))

77 江東区 納付書兼納入通知書 公 811 通常払込料金加入者負担 公 811

加入者名	江東区会社管理者	口座番号	00160-9-967811	納付額	
収納機番	13108	納付番号		確認番号	
通知書番号		年度		標準(車両)番号	
科目		払込指定期限		備考	

34

氏名			額 収 日 付 印
C			
V			
S			
取 納 用			

※ この欄にバーコードのないもの、傷や汚れ等によりバーコード(主簿票・コンビニ本部控)東が読み取れないものはコンビニで取扱いできません。 811

※ この納入通知書は、直接機械に読ませますので、折ったり汚したりしないでください。金額を訂正した場合は、この納付書は使用できません。

主管課名 取納代行会社

江東区原簿兼払込金受領証 公 811

加入者名	江東区会社管理者	口座番号	00160-9-967811
氏名			
科目			
通知書番号			
年度			
標準(車両)番号			
納付額	円		
税 額	円		
延 滞 金	円		
払込指定期限			
主管課名	額 収 日 付 印		

この受領証は、大切に保管してください。

(金融機関・コンビニ店調印)

江東区 軽自動車税 (種別割) 納付書兼領収証書

標準(車両)番号	通知書番号	納付額	円
年度	交付年月日	納付額の内訳	
期 別	件数	税額(円)	延滞金(円)
税額(円)	延滞金(円)		

②この領収証書は再発行できません。大切に保管してください。

領収証書 上記納付額を領収しました。 日 付 印

取納代行会社: (納付者名)

別記第27号様式を次のように改める。

(軽自動車税 (種別別))
(第 2 面表)

- 軽自動車税 (種別別) は、4 月 1 日現在の車両の所有者に年額で課税されます。
 - 車種と税額については、江東区ホームページ等をご覧ください。
 - この納税証明書の添付欄に「有」が表示されている場合は、添付欄もあわせて納付の上、納税証明書の申請をしてください。詳しくは担当へお問い合わせください。
- 【継続納税用の納税証明書の交付申請窓口】

別記第27号の2様式中「特別区民税・都民税(特別徴収)」を「特別区民税・都民税・森林環境税(特別徴収)」に、「および付則第2条の2」を「及び付則第2条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別記第12号様式(甲)、別記第12号の2様式、別記第16号様式及び別記第19号様式の改正規定 令和6年6月1日
 - (2) 別記第27号様式の改正規定 令和6年7月1日
 - (3) 別記第27号の2様式の改正規定 令和6年8月1日

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和6年5月21日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第44号

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例(令和6年3月江東区条例第2号)の施行期日は、令和6年5月27日とする。

江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年5月21日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第45号

江東区住民基本台帳事務規則の一部を改正する規則

江東区住民基本台帳事務規則(昭和63年3月江東区規則第2号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第5号様式を次のように改める。

別記第4号様式(第3条関係)

(の) 戸 籍 の 附 票

本 籍 氏 名	
編 製 日	
附票に記録されている者	【名】 【住民票コード】 【生年月日】 【性 別】 【住 所】 【住定日】
附票に記録されている者	【名】 【住民票コード】 【生年月日】 【性 別】 【住 所】 【住定日】
附票に記録されている者	【名】 【住民票コード】 【生年月日】 【性 別】 【住 所】 【住定日】

発行番号 - - 江東区
 この写しは、戸籍の附票の原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

江東区長

附 則
この規則は、令和6年5月27日から施行する。

告 示

◎江東区告示第187号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和6年5月9日

江東区長 大久保 朋 果

[別紙省略]

◎江東区告示第188号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和6年5月9日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社アンシンケアサービス
東京都江東区東陽5-26-15
- 2 事業所の名称及び所在地
アンシンケアサービス東陽
東京都江東区東陽5-26-15
- 3 指定年月日
令和6年5月1日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
特定なし

◎江東区告示第189号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道の区域を下記のように変更する。

なお、その関係図面は、令和6年5月10日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和6年5月10日

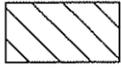
江東区長 大久保 朋 果

記

整理 番号	路線名	変更の区間	変更前の敷 地の幅員
			変更後の敷 地の幅員
1	城23号	江東区北砂四丁 目1333番5 先から 江東区北砂四丁 目1308番1 0先まで	次図表示の とおり
			次図表示の とおり

特別区道城23号区域変更略図

江東区北砂四丁目地内



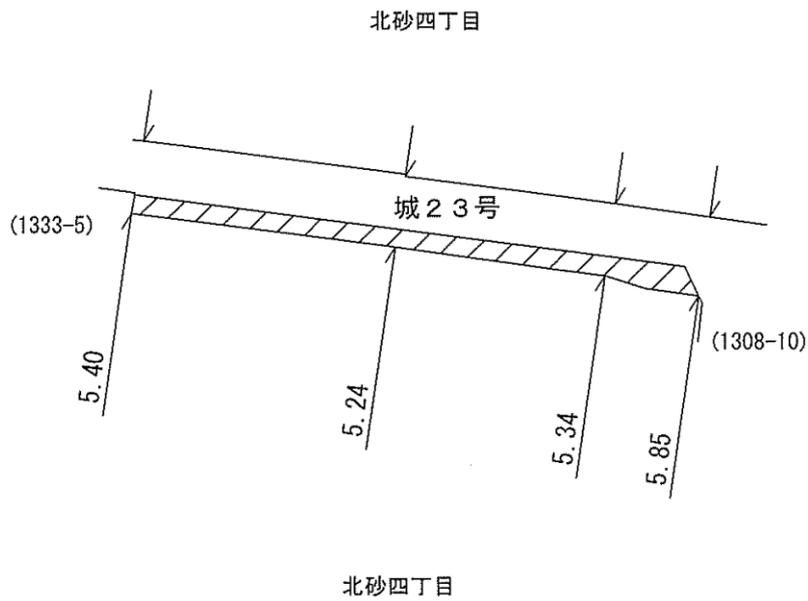
編入区域

面積

59.07 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
 ※ ()内は地番

◎江東区告示第190号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、下記の特別区道の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和6年5月10日から2週間、本区土木部において一般の縦覧に供する。

令和6年5月10日

江東区長 大久保 朋 果

記

整理番号	路線名	供用開始の区間	備考
1	城23号	江東区北砂四丁目1333番5先から 江東区北砂四丁目1308番10先まで	次図表示のとおり

特別区道城23号区域変更略図

江東区北砂四丁目地内



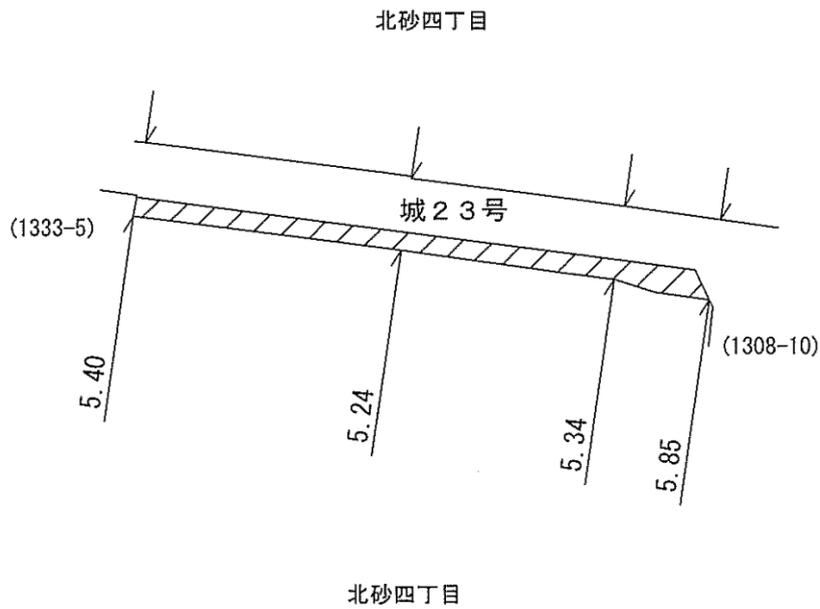
編入区域

面積

59.07 平方メートル



区域変更箇所



※ 数字はメートル
 ※ ()内は地番

◎江東区告示第195号

特定子ども・子育て支援施設等の確認について

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等に係る法第30条の11第1項の確認を行ったので、法第58条の11第1号の規定により下記のとおり告示する。

令和6年5月16日

江東区長 大久保 朋 果
記

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設名	所在地	辞退年月日	施設等の種類
日本聖公会東京教区 主教 高橋 宏幸	まこと地域センター 聖救主教会キッドスクール	江東区冬木1-6-5	令和6年4月1日	認可外保育施設

◎江東区告示第197号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和60年10月江東区条例第28号）第15条第2項及び第23条第2項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから1か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第15条第3項及び第23条第2項の規定により、当該自転車を処分する。

令和6年5月21日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第213号

令和4年6月13日江東区告示第207号の一部を次のように改正する。

令和6年5月31日

江東区長 大久保 朋 果

「

5 代表者の氏名及び住所	氏名 設楽 英雄 住所 江東区平野一丁目7番2号
--------------	-----------------------------

」

を

「

5 代表者の氏名及び住所	氏名 椎名 康夫 住所 江東区平野一丁目13番1
--------------	-----------------------------

」

」
1号

に改める。

◎江東区告示第214号

江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和6年6月3日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 委託の相手方 新宿区左門町16-1四谷TNビル4階
株式会社日本旅行 首都圏広域営業部
チーフマネージャー
菅原 敏明
豊島区東池袋一丁目9番6号
株式会社ヒト・コミュニケーションズ
代表取締役 安井 豊明

- 委託期間 令和6年6月3日から令和6年12月20日まで
- 委託の内容 江東区地域振興部文化観光課が発行する有償の冊子等の頒布代金の収納事務
- 指定をした日及び委託した日 令和6年6月3日

◎江東区告示第217号

介護保険法第82条第2項の規定により指定居宅介護支援事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和6年6月3日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 介護保険事業所番号 1370804369
- 事業所の名称及び所在地 グッドライフケア居宅介護支援センター江東 東京都江東区豊洲4-2-2豊南堂ビル4階
- 事業者の名称、所在地及び代表者

株式会社グッドライフケア東京
東京都中央区新川1-23-5
代表取締役 珍田 純子

- 4 廃止年月日
令和6年4月30日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

◎江東区告示第218号

下記事件につき、令和6年第2回江東区議会定例会を6月11日に招集する。

令和6年6月4日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 専決処分した事件の報告及び承認について
- 2 令和5年度江東区繰越明許費繰越計算書について
- 3 令和5年度江東区事故繰越し繰越計算書について
- 4 令和6年度江東区一般会計補正予算(第2号)
- 5 包括外部監査契約の締結について
- 6 不動産の取得について((仮称)江東区営猿江一丁目アパート)
- 7 不動産の取得について((仮称)江東区営大島五丁目住宅)
- 8 江東区生業資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
- 9 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
- 10 緑橋架替工事(その1)請負契約
- 11 横十間川水門橋改築工事請負契約
- 12 取水ポンプ所改築に伴う仙台堀川公園復旧工事請負契約
- 13 砂潮橋塗装工事請負契約
- 14 千石橋東側塗装工事請負契約
- 15 江東区旧夢の島いこいの家解体その他工事請負契約
- 16 議決を得た契約の契約変更について(仙台堀川公園周辺路線道路改良工事(A-1工区)請負契約)
- 17 議決を得た契約の契約変更について(仙台堀川取水ポンプ所改築工事請負契約)
- 18 議決を得た契約の契約変更について(仙台堀川公園周辺路線電線共同溝整備工事(A-2工区)請負契約)
- 19 議決を得た契約の契約変更について((仮称)大島九丁目公園新設工事請負契約)
- 20 議決を得た契約の契約変更について((仮称)砂町区民農園整備工事請負契約)
- 21 議決を得た契約の契約変更について(江東区防災センター及び庁舎改修工事請負契約)
- 22 議決を得た契約の契約変更について(江東区防災センター及び庁舎電気設備改修工事請負契約)
- 23 議決を得た契約の契約変更について(江東区防災センター及び庁舎機械設備改修工事請負契約)
- 24 議決を得た契約の契約変更について(特別養護老人ホーム北砂ホーム改修工事請負契約)
- 25 議決を得た契約の契約変更について(特別養護老人ホーム北砂ホーム電気設備改修工事請負契約)
- 26 議決を得た契約の契約変更について(特別養護老人ホーム北砂ホーム機械設備改修工事請負契約)
- 27 議決を得た契約の契約変更について(江東区白河保育園改修工事請負契約)
- 28 議決を得た契約の契約変更について(江東区亀高保育園改修工事請負契約)
- 29 議決を得た契約の契約変更について(江東区南砂第二保育園改修工事請負契約)
- 30 議決を得た契約の契約変更について(江東区道路事務所増築その他改修工事請負契約)
- 31 議決を得た契約の契約変更について(江東区塩浜福祉プラザ機械設備改修工事請負契約)
- 32 契約の変更について(江東区夢の島競技場第二種公認改修工事請負契約)
- 33 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
- 34 江東区区民体育館条例の一部を改正する条例
- 35 江東区特別区税条例の一部を改正する条例
- 36 江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 37 江東区立都市公園条例の一部を改正する条例
- 38 江東区区民農園条例の一部を改正する条例
- 39 江東区立公衆便所条例の一部を改正する条例
- 40 江東区事務手数料条例の一部を改正する条例

4 1 江東区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

告 示 （ 教 ）

◎江東区教育委員会告示第7号

下記により、令和6年第5回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和6年5月20日

江東区教育委員会

教育長 本多 健一郎

記

- 1 日時 令和6年5月24日（金）
午前10時
- 2 場所 江東区役所
- 3 議題
 - 日程第1 議案第20号 令和6年度一般会計補正予算（第2号）に関する意見聴取
 - 日程第2 議案第21号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取
 - 日程第3 議案第22号 江東区立小名木川小学校改築工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第4 議案第23号 江東区立小名木川小学校改築電気設備工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第5 議案第24号 江東区立小名木川小学校改築機械設備工事請負契約に関する意見聴取
 - 日程第6 議案第25号 江東区立深川第六中学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取
- 4 報告事項
 - (1) 江東区私債権の管理に関する条例に基づき放棄した債権の報告について ほか
- 5 協議事項
 - (1) 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第10条に定める施設状況の公表について

告 示 (選)

3 選挙権を有する者の総数の6分の1の数
71,784

◎江東区選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条第1項の規定により選挙人名簿の登録を行う日を、それぞれ次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第14条第1項の規定により告示する。

令和6年5月8日

江東区選挙管理委員会

登録月	登録を行う日
令和6年6月	令和6年6月3日
令和6年9月	令和6年9月2日
令和6年12月	令和6年12月2日
令和7年3月	令和7年3月3日

◎江東区選挙管理委員会告示第24号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条第4号の規定により、江東区選挙人名簿から、別紙のとおり6名を抹消した。

令和6年6月3日

江東区選挙管理委員会

[別紙省略]

◎江東区選挙管理委員会告示第25号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和6年6月3日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数
8,615
- 2 選挙権を有する者の総数の40万を超える数の6分の1の数と40万の3分の1の数とを合算した数
138,451

告 示 （ 監 ）

◎江東区監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第19条第9項、江東区監査基準（令和2年4月1日江東区監査委員訓令甲第1号）第17条の規定に基づき、令和5年度第4回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

なお、釧先委員は令和6年1月29日から本監査には関与し、河野委員は就任前のため本監査には関与していない。

令和6年5月15日

江東区監査委員	松 土 英 男
同	藏 田 朝 彦
同	釧 先 美 彦
同	河 野 清 史

[別紙]

令和5年度第4回定期財務監査報告書

第1 監査の範囲

1 監査の対象事項

令和3年度、4年度及び5年度における小学校、中学校、幼稚園及び義務教育学校（以下「学校（園）」という。）の財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について監査を実施した。

なお、本年度は、「特別教室（図工室、美術室、家庭科室等）における安全管理について」を重点監査項目とした。

2 監査の対象施設

(1) 小学校（15校）
 明治、平久、南陽、川南、毛利、東雲、有明、第二辰巳、第二亀戸、水神、第三大島、第四大島、第六砂町、第七砂町、北砂

(2) 中学校（7校）
 深川第二、深川第五、有明、亀戸、大島、第二砂町、南砂

(3) 幼稚園（6園）
 平久、南陽、豊洲、ひばり、第二亀戸、なでしこ

(4) 義務教育学校（1校）
 有明西学園

3 監査の実施期日
 令和6年1月11日から同年2月16日までのうち17日間

第2 監査の手続

監査対象施設の概要及び歳出予算の執行状況等の関係資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内

外についても必要と認める監査を実施した。

第3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行又は処理がされていると認められたが、重点監査項目の特別教育（図工室、美術室、家庭科室等）における安全管理のほか、一部において不適正な事例があったので別項で意見を付す。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、各学年（園）及び関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第4 監査委員意見

1 重点監査項目について

今年度は、特別教室（図工室、美術室、家庭科室等）における安全管理を重点監査項目として監査を実施した。その結果、概ね適正に管理されていることを確認したが、一部の学校（園）において、以下のような不適正な管理を行っている事例が見られた。

- (1) 刃物、工具類（以下「刃物類」という。）の本数が台帳と一致しない。または、台帳未作成のため、在庫数が把握できない。
 - (2) 刃物類を教室内の錠の付いていない棚で管理しており、児童や生徒がいつでも持ち出しできる状態にある。
 - (3) ナンバリングによる管理をしていない。または、保管棚の引出しに品名や在庫数の表示がなく、1つの引出しに刃物類が入り混じっている。
 - (4) 使用しなくなった刃物類を廃棄せずに保管している。
 - (5) 糸のこ盤に刃が付いたまま管理している。または、電源コードがコンセントに繋がれた状態である。
 - (6) 陶器類が保管されている戸棚を施錠管理していない、あるいは、戸棚に収納せずに管理しているため、落下し飛散する恐れがある。
 - (7) 準備室を含め、整理整頓が行き届いておらず、床に物品が散乱している。また、作品保管棚の上部に物品が置かれている。こうした事例の多くは、安全管理上のリスクを定期的に点検していないほか、特別教室の管理を専任教員に一任しているため、学校（園）全体でのチェック体制が整っていないことに起因していると思料される。
- なお、適正に管理されている学校（園）において、保管棚の引出し内に収納スペースを1本ずつ区切り、刃物類のナンバリングと収納スペースに付したナンバーを一致させることで、在庫が揃っているかを容易に把握できるよう工夫しているなど、良い事例も見られ

た。学校(園)内で改善策を検討するだけでなく、学校(園)間で情報共有することも一層の安全管理体制の強化につながる。

全学校(園)においては、安全管理体制を総点検し、必要な改善を図りたい。

2 不適正な会計処理の事後処理について

令和2年度第4回定期財務監査において、資金前渡受者口座に振り込まれた現金が長期間預金されたまま引き出されておらず、その間の支払いや清算手続きには私費を充てていたことについて指摘をした。

今回の監査では、指摘した金銭の事後処理状況を確認するため、書類照査の実施とともに、該当校及び教育委員会事務局から聞き取りを行った。その結果、学校事務職員による金銭の立替えが原因であったことは確認できたが、その結論に至るまでの経緯について適切に記録しているとは言い難く、金銭を返還した際の手続きについても当該職員から領収書を徴取していないなど、書類上の管理としては不十分な点が見られた。資金前渡は、職員自ら公金を出納保管できることから、厳格な取扱いが求められており、事後処理についても同様に計らうべきである。顛末を詳細に記録し公文書に残すなど、資金前渡における透明性の確保を強く意識されたい。

また、当該指摘事項に対するその後の措置について、令和4年4月に教育委員会事務局から「各学校(園)における事務の執行環境を改善し、学校事務の適正化を図るための取り組みを行った」旨の報告があったが、今回監査を実施した学校(園)において、資金前渡した現金を職員が立て替えていた事例が2件検出されたことに鑑みると、現金を取り扱う職員の意識が向上していないほか、措置報告に掲げた取り組みが十分に機能していないことも思料される。

教育委員会事務局においては、学校事務の実態を的確に把握し、学校(園)に対する指導や事務執行の進捗状況管理等に取り組みたい。また、組織体制の点検や内部統制体制の整備についても引き続き検討を進められたい。

3 会計年度任用職員の勤怠管理について

本件については、令和4年度第4回定期財務監査結果報告書において監査委員意見を付したが、改善傾向にはなく、教育委員会事務局から学校(園)への周知や指導が行き届いていないと思料される。

不適正な事例が起きている要因として、会計年度任用職員本人の認識不足に加え、副校長など勤怠管理担当者が、多忙のため勤怠管理事務まで手が回らないことや、新任や他区からの転任につき、本区の出勤簿整理規程等

を十分に理解していないこと等が挙げられる。

監査当日の各学校(園)への聞き取りでは、学校(園)に従事する会計年度任用職員の職種が都費及び区費を合わせ多種にわたっており、職種によって勤務形態や休暇等に関するルールが異なるため、各々の運用を把握しきれず、勤怠管理事務に苦慮している様子が見られた。

教育委員会事務局においては、規則や規程、各職種の勤怠マニュアルについて引き続き周知徹底を行うとともに、日々の出勤簿整理をしていく上での基本的な事項については1つの手引きに集約するなど、学校(園)が適正に勤怠管理を実施できる仕組みを工夫されたい。

【以下、令和4年度第4回定期財務監査結果報告書監査委員意見 抜粋】

会計年度任用職員の出勤簿、休暇・職免等処理簿において、以下のような不適正な管理が多数見られた。

- (1) 休暇・職免等処理簿が作成されていない。
- (2) 休暇、出張申請が、出勤簿に反映されていない。また、出勤簿に休暇表示があるが、休暇の届出がなされていない等、出勤簿と休暇・職免等処理簿に相違がある。
- (3) 休暇・職免等処理簿に申出年月日、年次有給休暇残日数や前年度からの繰越日数計算欄等の記入がなされていない。
- (4) 鉛筆書きやスタンプ印が使用されている。

教育委員会事務局より、江東区会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則、江東区職員出勤記録及び出勤簿整理規程等に定められた勤怠管理について、周知を徹底する等、適正に勤怠管理が行われるよう図られたい。